

発議第 1 号

35 人以下学級の着実な推進・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書

(平成 24 年 10 月 4 日原案可決)

義務教育標準法が昨年 4 月、30 年ぶりに改正され、小学校 1 年生の 35 人以下学級が実現しました。しかしながら、義務教育標準法の附則には、小学校 2 年生から中学校 3 年生までの学級編制標準を順次改定することの検討と法制上の措置を講ずること、措置を講ずるに当たっては、必要な安定した財源の確保に努めることが明記されており、今後、35 人以下学級に向けた着実な推進が必要です。

また、教育予算については、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに教育条件の格差が生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちに豊かな教育を保障することは、極めて重要であり、「教育は未来への先行投資」であることが、多くの国民の共通認識となっています。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が保障され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

よって、国におかれましては、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 義務教育標準法の改正による 35 人以下学級を着実に推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 4 日

提出先 … 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣